

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、令和3年度公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年8月23日

千歳市監査委員 千葉英二

千歳市監査委員 松倉美加

令和3年度公の施設の指定管理者監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

(2) 監査の対象及び実施内容

次に掲げる公の施設の指定管理者及び所管課に対し、令和元年度における公の施設の管理が関係法令等の定めるところにより適切に行われているか及び管理業務に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、関係書類の確認、照合等を行うとともに関係職員から説明を聴取するなど、千歳市監査基準に準拠して実施した。

公の施設	指定管理者	所管課
共同利用施設（東雲会館、未広会館）	公益財団法人千歳市シルバー人材センター	市民環境部市民生活課
市営牧場、育成畜舎	公益財団法人道央農業振興公社	産業振興部農業振興課
体育施設（総合武道館、スポーツセンター、ふれあいセンター、市民球場、庭球場等）	公益財団法人千歳市体育協会	観光スポーツ部スポーツ振興課
都市公園、公共広場	千歳市環境整備事業協同組合	建設部都市整備課
青少年会館	株式会社クリーン開発	教育部文化施設課

(3) 監査の着眼点

（所管課関係）

- ア 協定等において、管理に係る業務内容は明確になっているか。
- イ 指定管理者との経費の負担区分は明確になっているか。
- ウ 管理に係る経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ 事業報告書等の点検は適切になされているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

（指定管理者関係）

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金決定に係る承認は適切に行われているか。（利用料金制採用施設）
- エ 利用料金の収納は適正に行われているか。（利用料金制採用施設）
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の整備、保存は適切に行われているか。

(4) 監査の実施場所及び日程

場所：監査事務局

日程：令和3年5月10日から8月20日まで

(5) 監査を実施した委員

監査委員 千葉英二

監査委員 松倉美加

(6) 監査委員の除斥等

松倉美加監査委員は、令和3年6月25日付けで選任されたので、監査期間中、選任日前における監査は行っていない。

2 監査の結果

監査は試査によるものであり、前項の記載事項のとおり監査した限り、重要な点においては、監査の対象となった財政援助団体等の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。施設別の監査結果は、以下に記載のとおりであり、適正に執行されていない事例が一部見受けられた。なお、軽易なものについては、監査の過程において口頭で指導を行っているので本報告では省略するが、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められるよう望むものである。

(1) 共同利用施設（東雲会館、末広会館）

【所管課関係、指定管理者関係】

- ・ 指摘事項なし

(2) 市営牧場、育成畜舎

【所管課関係】

- ・ 指摘事項なし

【指定管理者関係】

- ・ 指定管理業務に直接関係しない懇親会参加費等については、法人として負担すべき経費であるが、区分経理されず指定管理業務経費として支出されており、収支差額が過少となっていた。
- ・ 施設で勤務するために必要な大型特殊免許の取得費用については、法人として負担すべき経費であるが、区分経理されず指定管理業務経費として支出されており、収支差額が過少となっていた。
- ・ 少額の物品購入等において、公社の会計処理規程上認められていない立替払による経理処理が行われていた。

(3) 体育施設（総合武道館、スポーツセンター、ふれあいセンター、市民球場、庭球場等）

【所管課関係、指定管理者関係】

- ・ 指摘事項なし

(4) 都市公園、公共広場

【所管課関係、指定管理者関係】

- ・ 指摘事項なし

(5) 青少年会館

【所管課関係、指定管理者関係】

- ・ 指摘事項なし